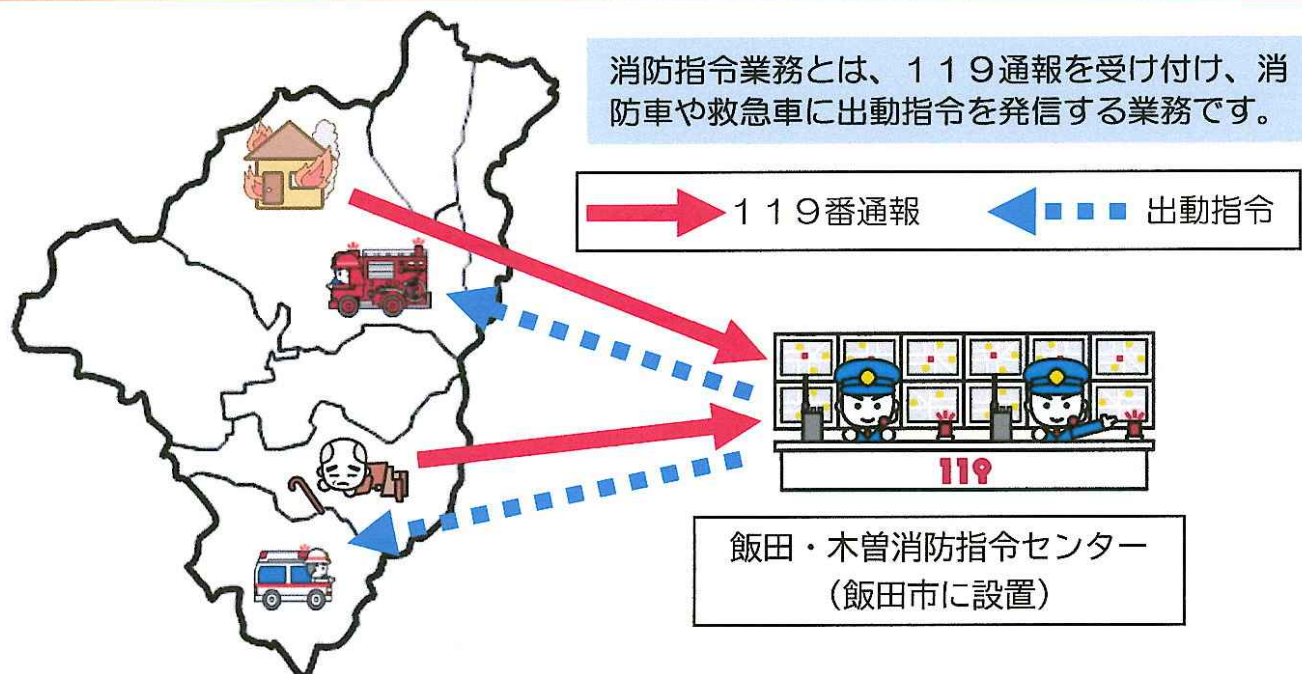


木曽広域消防本部と飯田広域消防本部は令和8年（2026年）4月から 消防指令業務の共同運用を開始します！



木曽広域消防本部と飯田広域消防本部では、それぞれ119番通報を受けて災害発生場所を特定し、消防車や救急車の出動指令を行っています。

今後は、こうした指令業務を飯田市に設置する「飯田・木曽消防指令センター」に集約し、情報を一元化することで大災害にもより迅速で連携した対応が可能になります。

これにともない、塩尻市檜川地区からの119番通報も「飯田・木曽消防指令センター」で受信し、消防車や救急車の出動指令を行います。

また、木曽広域消防本部の職員も「飯田・木曽消防指令センター」に常駐し、塩尻市檜川地区の災害にもこれまでどおり迅速に対応できる体制を整えます。

令和8年（2026年）2月9日に119番通報の回線切替え工事を行い、令和8年3月31日まで仮運用期間とします。

消防通信指令業務の共同運用に関するQ&A

Q 119番通報のかけ方は、変わるのでしょうか？

A これまでと変わりませんので、落ち着いて、場所や災害内容をお伝えください。

Q 今までより、消防車や救急車の到着が遅くなることはありませんか？

A 119番通報は、「飯田・木曽消防指令センター」で受信しますが、災害場所の特定や出動する時間はこれまでと変わらず、消防車・救急車の到着が遅れることはありません。

Q 救命講習会や防災訓練に関する連絡先は、変わるのでしょうか？

A 消防業務に関する連絡先も、これまでと変わりません。

木曽消防署北分署 電話 0264-36-3119 FAX 0264-36-2929

たき火・野焼きをしてはいけません



STOP 山火事!

全国各地で大規模な山林火災が多数発生中

🔥 たき火・野焼きは原則禁止です。

次の場合のみ可能ですが、注意が必要です。

- 稲わらや剪定木、あぜ焼き、凍霜害等の予防などの農業、林業を営む上でやむを得ず行われる焼却
- 三九郎や焼きいも会等、風俗慣習上行う焼却

「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用が始まりました

1月から林野火災注意報および林野火災警報の運用が始まりました。発令されると屋外での火の取り扱いができません。注意報および警報が発令されたら、たき火や野焼きはすぐに中止しましょう。

■火の使用の制限

- 山林、原野などにおいて火入れをしないこと
- 煙火（花火）を消費しないこと
- 屋外で火遊びまたはたき火をしないこと
- 屋外では、引火性または暴発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

※警報発令中に「火の使用の制限」に違反した場合、罰せられる場合があります（30万円以下の罰金または拘留）。

詳細は、塩尻市のホームページでご確認をお願いします。

URL : <https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/5/59420.html>

塩尻市 総務部 危機管理課
電話 0263-52-0607

松本広域消防局
電話 0263-25-0119(代表)
木曾広域消防本部
電話 0264-24-3119(代表)

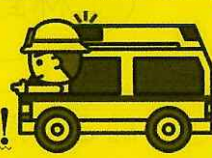
2025年度 全国統一防火標語 『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3月1日から3月7日までの間、「春の全国火災予防運動」が実施されます。この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節に、火災発生防止と火災による死者を減少させることを目的としています。



令和8年4月より

消防指令業務の共同運用が開始となります!



令和8年1月までは、木曾消防署（木曾町）で119番通報を受け付け、消防車や救急車の出動指令を行っていましたが、「消防指令業務」を飯田市に設置した「飯田・木曾消防指令センター」に集約し、飯田広域消防本部と共同で運用することとなり、2月より仮運用を開始しています。



● 119番通報のかけ方は今までと同じで変わりません。 ※また、救急車・消防車の到着が遅れることもありません。

- 救急車を呼ぶか迷ったら、『#7119』へ。
- 緊急・重症の場合は迷わず119番通報をして下さい。



木曾広域消防本部 令和7年度災害発生状況

火災件数	5件 ←
救急件数	1,755人 ←
救急搬送人員	1,651件
救助件数	29件
救助人員	16人
その他災害	88件

令和7年度の火災件数は、**過去最少件数**でした！引き続き火災予防の徹底にご協力お願い致します。

救急出動件数は**過去最多件数**となりました。今後も救急車の適正利用にご協力お願い致します！

令和8年1月1日から

林野火災予防に対する新たな取り組みがスタートしました！

近年頻発している大規模な林野火災を受け、記録的な少雨時において林野火災注意報または林野火災警報が発令されます。(運用期間：1月～5月)

発令基準

林野火災注意報

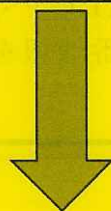
① 前3日間の合計雨量が1mm以下かつ
前30日間の合計雨量が30mm以下

② 前3日間の合計雨量が1mm以下かつ
乾燥注意報 発令

① ②いずれかに該当

林野火災警報

① 林野火災注意報の発令かつ
強風注意報の発令



注意報・警報が発令されるとどうなるの？



屋外での火の使用は控えましょう！

屋外での火の使用は禁止です。

注意報・警報発令時には広報・ホームページ等でお知らせします。



たき火を行う際は消防署へ事前の届出が必要です。
火の取り扱いをする時は消防署へ確認してください。

